平成２２年（フ）第８２１４号
大阪府豊中市利倉２丁目19番６号
破産者　有限会社ドゥ・オール・ツゥエンティナイン
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６１３号
大阪府南河内郡河南町大字中1030番地
破産者　ナカタ工業株式会社
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１００３号
堺市堺区宿院町西３丁１番14号、商業登記簿上の本店所在地堺市堺区中之町西３丁１番32号
破産者　増田ボルト株式会社
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３４３号
堺市堺区翁橋町１丁１番１号
破産者　株式会社ユニティ
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１４８９号
大阪府藤井寺市岡２丁目12番４号
破産者　有限会社ゼロ
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第３０８号
青森県十和田市東三番町３番41号
破産者　有限会社平野興産
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第２２３号
岩手県一関市赤荻字月町193番地２
破産者　株式会社ダイヤモンドパレス
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１５１７号
東京都西東京市新町１丁目４番４―405号
破産者　渡邉　健三
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２７９４号
神奈川県大和市上草柳４丁目８番38号
破産者　有限会社大和装飾
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０３４号
北九州市八幡西区三ケ森２丁目４番30―102号
破産者　株式会社凌設計
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５４２号
鹿児島県鹿児島市下伊敷２丁目21番５―53号
破産者　浜田　妙子
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６２４号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目40番22号　M&Mビル306号
破産者　才原　忠則
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第６２５号
鹿児島県鹿児島市田上５丁目40番22号　M&Mビル306号
破産者　才原　明美
1　決定年月日　平成23年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３５４号
千葉県市原市五井2245番地２　ソファレＫⅡ101
破産者　片山　孝光
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６７９号
千葉市若葉区高品町188番地４、開始決定時の住所千葉市中央区祐光１丁目２番１号　グラン・コート千葉シティ610号
破産者　松本　博美
1　決定年月日　平成23年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３７号
茨城県稲敷郡河内町源清田2198番地
破産者　有限会社平川モータース
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２０年（フ）第２８３号
長崎県佐世保市江迎町長坂168番地の13
破産者　大裕建設株式会社
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第６５号
長崎県平戸市津吉町160番地の２
破産者　有限会社山下造船所
1　決定年月日　平成23年１月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２１年（フ）第６６３号
千葉県船橋市本郷町402―１サルム103、住民票上の住所千葉県習志野市実籾３丁目１番８号
破産者　石田　正子
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６６４号
千葉県船橋市本郷町402―１サルム103、住民票上の住所千葉県習志野市実籾３丁目１番８号
破産者　石田　瑞寶
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第７６４号
千葉県船橋市三咲１丁目10番地
破産者　有限会社近藤材木店
1　決定年月日　平成23年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係